

【申告書の郵送提出について】

感染症の拡大防止、混雑緩和のため、郵送での申告書提出にご協力ください。必要事項を記入のうえ、源泉徴収票や控除証明書と同封して郵送してください。

〒364-8633(住所記載不要) 北本市役所税務課 市民税担当あて

◆ **所得金額** (令和5年1月1日から令和5年12月31日までの所得金額)

営業等、農業、不動産 ①～③

収入額をア～ウの該当する欄に、必要経費を差し引いた金額を①～③の該当する欄に記入してください。

利子④・配当⑤

収入金額をエ・オの該当する欄に、所得金額を④・⑤の該当する欄に記入してください。

給与⑥ (裏面⑦参照)

収入金額をカの欄に、所得金額を⑥の欄に記入してください。源泉徴収票(写)の添付または収入金額欄の記入により、所得額欄の記入を省略できます。

雑(公的年金等) ⑦～⑨ (裏面①参照)

収入金額をキ～ケの欄に、所得金額を⑦～⑨の欄に記入してください。公的年金は源泉徴収票(写)の添付または収入金額欄の記入により、所得額欄の記入を省略できます。

◆ **所得から差し引かれる金額**

社会保険料控除 ⑫

あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料などをあなたが支払った場合は記入してください。
※生計を一にする親族が受け取る年金から特別徴収(天引き)された保険料等は、あなたの控除の対象にはなりません。

生命保険料控除 ⑭ (裏面⑦参照)

あなたやあなたの親族を受取人とする生命保険契約で、あなたが支払った生命保険料及び個人年金保険料の一部が控除されます。支払保険料に対する控除額の計算方法は裏面を参照してください。

地震保険料控除 ⑮

住宅や家財などの生活用資産に支払った地震保険料の一部が控除されます。

- ①地震保険…前年中に支払った保険料の1/2 ※控除限度額25,000円
- ②旧長期損害保険…(平成18年12月31日までに締結したもの)保険料のうち(5,000円までの部分の金額) + (5,000円を超える部分の金額の1/2) ※控除限度額10,000円
- ①と②両方ある場合…①+② ※控除限度額25,000円

寡婦控除・ひとり親控除 ⑯～⑰

あなたの合計所得金額が500万円以下で、以下の条件に該当する場合に控除されます。

- 配偶者と死別(生死不明含む)、または離婚したのち再婚していない方で、子以外の扶養親族を有する女性 → 寡婦控除 26万円
- 配偶者と死別(生死不明含む)したのち再婚していない方で、扶養親族がいない女性
- 婚姻歴や性別に関わらず、生計を一にする子(総所得金額48万円以下)を有する未婚の方 → ひとり親控除 30万円

市民税・県民税申告書の手引き

令和 6 年度(令和5年分) 市民税・県民税申告書

記載例

令和 6 年 1月1日の住所	北本市本町1丁目111番地	電話番号	090 - xxxx - xxxx
現住所	同上	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3
フリガナ	キタモト トマタ	職業	
氏名	北本 とま太	代理人氏名 (続柄)	
生年月日	明・大・ ⑧ ・平・令 25 年 1 月 23 日		()

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑫社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	源泉徴収票に記載されていない保険料の合計額	国民健康保険	175,000	円
		国民年金		円
		介護保険		円
		後期高齢者医療保険 任意継続 その他		円
	源泉徴収票に記載された保険料の合計額		100,600	円
⑭生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
			134,000	円
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
				円
	介護医療保険料の計			円
		2,908	円	
⑮地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
				円
⑯～⑰寡婦、ひとり親、勤労学生控除	⑯ <input type="checkbox"/> 寡婦控除		⑰ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明		ひとり親(学校名)	
	<input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還		控除	
	⑱申告者本人が障害者の場合は 障害者の程度を記入してください。			
⑳～㉑配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	配偶者氏名		北本 とま美	
	配偶者の給与収入額	配偶者の年金収入額	配偶者の合計所得額	
	500,000	600,000	円	
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	生年月日	明・大・ ⑧ ・平・令 30 ・ 10 ・ 20

上記以外に扶養親族がいる場合には、裏面「15」に氏名、続柄及び住所等を記入してください。

㉒扶養親族	1	氏名	北本 とま郎	生年月日	明・大・ ⑧ ・平・令 55 ・ 4 ・ 3	続柄	子	障害者の程度	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	身体・精神・療育・戦傷病	級・度	
	2	氏名	北本 とま子	生年月日	明・大・ ⑧ ・平・令 4 ・ 5 ・ 6	続柄	母	障害者の程度	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	身体・精神・療育・戦傷病	級・度	
	3	氏名		生年月日	明・大・ ⑧ ・平・令 . . .	続柄		障害者の程度	<input type="checkbox"/> 同居	身体・精神・療育・戦傷病	級・度	
	4	氏名		生年月日	明・大・ ⑧ ・平・令 . . .	続柄		障害者の程度	<input type="checkbox"/> 別居	身体・精神・療育・戦傷病	級・度	

㉓雑損控除

②5雑損控除	損害の原因		損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険等補てん額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
				円

㉔医療費控除

②6医療費控除	支払った医療費等	保険等補てん額
	300,000	120,000
	円	円

5 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分(特例控除対象)	円
埼玉県共同募金会、日本赤十字社埼玉支部	円
都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)	円
条例指定分	円
	円
	円

6 給与・公的年金等に係る所得以外(65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差引く(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

※上記記載例における **アミカケ部分の項目** は申告書への記載を省略することができます。

★ **ゼロ申告について** (令和5年中に所得が無かった方の申告)

令和5年中に所得が無かった方は、現住所・氏名・生年月日・電話番号の各欄を記入し、申告書表面「⑩合計」の欄に数字の0を記入します。また、裏面最下段「17の欄」にも記入してください。記入した申告書は、税務課⑩窓口へ直接提出するか、郵送でご提出ください。この申告は、通称「ゼロ申告」と呼ばれています。※非課税証明書が必要な方は「ゼロ申告」が必要となります。

1 収入金額	事業	営業等	ア	円
		農業	イ	円
	不動産	ウ	円	
		利子	エ	円
	配当	オ	円	
		雑	カ	円
	給与等	一般		円
		専給	青色 白色	円
	公的年金等	キ	2,800,000	円
		業務	ク	円
その他	ケ	円		
	短期	コ	円	
長期	サ	円		
	一時	シ	円	
2 所得金額	事業	①	円	
	農業	②	円	
	不動産	③	円	
	利子	④	円	
	配当	⑤	円	
	給与	⑥	円	
3 雑所得金額	公的年金等	⑦	1,700,000	円
	業務	⑧	円	
	その他	⑨	円	
	総合譲渡・一時	⑩	円	
合計	⑪	1,700,000	円	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑫	275,600	円
	小規模企業共済等掛金控除	⑬	円	
	生命保険料控除	⑭	37,908	円
	地震保険料控除	⑮	円	
	寡婦・ひとり親控除	⑯～⑰	円	
	勤労学生・障害者控除	⑱～㉑	530,000	円
	配偶者(特別)控除	㉒～㉓	330,000	円
	扶養控除	㉔	710,000	円
基礎控除	㉕	430,000	円	
⑫から㉕までの計	⑳	2,313,508	円	
5 雑損控除	㉖	円		
	㉗	円		
	㉘	円		
医療費控除	㉙	95,000	円	
合計(㉑+㉒+㉓)	㉚	2,408,508	円	

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口に「1」と記入してください。分離課税に係る所得がある方は「市民税・県民税申告書(分離課税用)」を合わせて提出してください。用紙は税務課に用意してあります。

勤労学生控除 ⑱

あなたが学生で、令和5年中の所得が75万円以下かつ、勤労によらない所得が10万円以下である場合に、26万円が控除されます。

障害者控除 ⑲

あなた又はあなたの同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当する場合、下記の額が控除されます。本人以外の障害者のうち、特別障害者に該当し、かつ同居している場合はさらに加算されます。※療育手帳は自治体により名称が異なることがあります。

障害者控除 26万円
特別障害者控除 30万円(同居の場合 53万円)

	障害者	特別障害者
身体障害者手帳	3級以下	1級・2級
精神障害者保健福祉手帳	2級・3級	1級
療育手帳 ※	B・Cなど右記以外	㉑・A

配偶者控除・配偶者特別控除 ㉒～㉓ (裏面㉑・㉒参照)

あなたとあなたの配偶者の令和5年中の所得より計算します。区分、控除額については裏面を参照してください。

扶養控除 ㉔

あなたと生計を一にする16歳以上の家族の所得が48万円以下(給与のときで103万円以下)の場合、下記の額が控除されます。16歳未満の扶養は控除対象外ですが、扶養している場合は氏名等を記入してください。

一般扶養(下記以外で16歳以上)	→	33万円
特定扶養(19歳以上23歳未満)	→	45万円
老人扶養(70歳以上)	→	38万円
同居老親扶養(70歳以上で同居の直系尊属)	→	45万円

基礎控除 ㉕

あなたの合計所得金額に応じて、下記の額が控除されます。

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超 2,450万円以下	29万円
2,450万円超 2,500万円以下	15万円
2,500万円超	適用なし

医療費控除 ㉖ 控除を受ける方は「医療費控除の明細書」を添付

○ **通常の医療費控除**
令和5年中に医療費を一定金額以上支払っている方は、医療費控除が受けられます。(支払った医療費 - 保険金などで補てんされる金額) - 総所得金額等の合計額の5% (10万円が限度) = 医療費控除額

○ **セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)**
令和5年中に特定一般用医薬品(要指導医薬品および一般用医薬品のうち医療用から転用された医薬品)を一定金額以上購入された方は、医療費控除の特例が受けられます。(特定一般用医薬品の購入費 - 保険金などで補てんされる金額) - 1万2千円 = 医療費控除額(8万8千円が限度)
特例を適用する場合は、申告書表面㉖欄の区分の欄に「1」と記入してください。

※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択制となり、重複して控除を受けることはできません。

◆ ㉞ 給与所得の計算方法

収入額（源泉徴収票の支払金額）	給与所得の金額
～55万999円	0円
55万1,000円～161万8,999円	給与収入額－55万円
161万9,000円～161万9,999円	106万9,000円
162万円～162万1,999円	107万円
162万2,000円～162万3,999円	107万2,000円
162万4,000円～162万7,999円	107万4,000円
162万8,000円～179万9,999円	給与収入額÷4(千円未満切捨)…A A×2.4+10万円
180万円～359万9,999円	給与収入額÷4(千円未満切捨)…A A×2.8－8万円
360万円～659万9,999円	給与収入額÷4(千円未満切捨)…A A×3.2－44万円
660万円～849万9,999円	給与収入額×0.9－110万円
850万円	655万円
850万円超 ※	給与収入額－195万円

※給与収入額が850万円を超える方で、別記の条件に該当する場合は、さらに**所得金額調整控除**を差し引きます。なお、給与収入額が2,000万円を超える方は確定申告が必要となります。

◆ ㉟ 公的年金に係る雑所得の計算方法

$$A(\text{公的年金の収入金額}) \times B - C = \text{公的年金に係る雑所得}$$

※下記の早見表と、上記の計算式を組み合わせる計算します。

	A	B	C 公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	公的年金の収入金額		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円	2,000万円超
65歳未満の方	130万円以下	1.0	60万円	50万円	40万円
	130万円超 410万円以下	0.75	27万5,000円	17万5,000円	7万5,000円
	410万円超 770万円以下	0.85	68万5,000円	58万5,000円	48万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	0.95	145万5,000円	135万5,000円	125万5,000円
	1,000万円超	1.0	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円
65歳以上の方	330万円以下	1.0	110万円	100万円	90万円
	330万円超 410万円以下	0.75	27万5,000円	17万5,000円	7万5,000円
	410万円超 770万円以下	0.85	68万5,000円	58万5,000円	48万5,000円
	770万円超 1,000万円以下	0.95	145万5,000円	135万5,000円	125万5,000円
	1,000万円超	1.0	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

◆ ㊦ 所得金額調整控除

①給与等の収入金額の合計額が850万円を超え、下記の条件に該当する場合	
<ul style="list-style-type: none"> 自分が特別障がい者である 年齢23歳未満の扶養親族がいる 特別障がい者である同一生計配偶者または扶養親族がいる 	→ [給与等の収入額(1,000万円を限度)－850万円]×10% を給与所得から控除(最大15万円)
②給与所得控除後の給与等の金額(A)と公的年金等に係る雑所得の金額(B)の両方あり、(A)＋(B)が10万円を超える場合	
[A(10万円を限度)＋B(10万円を限度)－10万円] を給与所得から控除	

◆ ㊧ 生命保険料控除 ※控除限度額 70,000円

区分	支払った保険料(【区分】ごとの合計)	控除額
旧契約 平成23年12月31日以前に締結した保険契約等 【区分】①一般生命保険料 ②個人年金保険料	15,000円以下	支払った保険料の全額
	15,001円から40,000円以下	支払額×1/2+7,500円
	40,001円から70,000円以下	支払額×1/4+17,500円
新契約 平成24年1月1日以降に締結した保険契約等及び介護医療保険料 【区分】①一般生命保険料 ②個人年金保険料 ③介護医療保険料	70,000円超	35,000円
	12,000円以下	支払った保険料の全額
	12,001円から32,000円以下	支払額×1/2+6,000円
	32,001円から56,000円以下	支払額×1/4+14,000円
	56,000円超	28,000円

◆ ㊨ 配偶者控除 (生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下である場合)

	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
配偶者	33万円	22万円	11万円	適用なし
配偶者 70歳以上	38万円	26万円	13万円	

◆ ㊩ 配偶者特別控除 (生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え133万円以下である場合)

配偶者の合計所得額	あなたの合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	1,000万円超
48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円	適用なし
100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	
105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	
110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
133万円超	適用なし	適用なし	適用なし	

申告相談・受付のお知らせ

市では、市内各所に申告受付会場を開設します。各会場では駐車場が大変混み合いますので、車での来場はご遠慮ください。なお、感染症拡大防止及び混雑緩和のため、市役所庁舎ホール会場において、申告日による地区指定を実施します。地区の指定日に都合が合わない場合は、地区指定のない日でも受付を行います。

月日	受付時間	会場	地区指定
2/19(月)	9:30～15:30	中丸公民館	地区指定なし
2/20(火)		北部公民館	地区指定なし
2/21(水)		勤労福祉センター	地区指定なし
2/27(火)	9:00～15:30	北本市役所1階 庁舎ホール	JR高崎線西側にお住まいの方
2/28(水)			
2/29(木)			JR高崎線東側にお住まいの方
3/1(金)			
3/4(月)			
3/5(火)	地区指定なし		
3/6(水)			
3/7(木)	西部公民館	地区指定なし	
3/13(水)			
3/14(木)			学習センター
3/15(金)	南部公民館	地区指定なし	

申告に必要なもの

- マイナンバーカード(写し可) ○筆記用具・電卓
- 還付金振込先(金融機関名・支店・口座番号)がわかるもの
※申告者本人名義のもの
- 所得金額を証明するもの(源泉徴収票、支払調書等)
- 各種控除証明書(生命保険料、地震保険料、国民健康保険税、寄附金等)
- 医療費控除の適用を受ける方 医療費控除の明細書(医療費通知)
- 障害者控除の適用を受ける方 障害者手帳または障害者控除対象者等認定書

医療費控除は明細書で整理を！

医療費控除を受ける場合は、事前に医療費の領収書を個人ごと、医療機関ごとに集計し「医療費控除の明細書」に記載を済ませた状態でお持ちください。
※領収書の集計、明細書の作成ができていない場合は、申告書を作成することができません。

下記の申告は、市の会場では作成相談ができません。上尾税務署へ直接ご相談ください。

- 青色申告
- 収支内訳書の記載のない事業所得(営業・農業・不動産所得等)
- 申告分離課税に関する申告[・土地等の譲渡所得・株式等の譲渡や分離配当等及び利子所得(年間取引報告書内の配当等の金額の内、“上記以外のもの”の欄に所得が記載されている場合はこれに該当します。)・先物取引に係る雑所得等・山林及び退職所得]
- 雑損控除(災害や盗難、横領による損失等)の申告
- 住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)を初めて受ける人の申告
- 過年分の申告
- 消費税の申告
- 円換算での集計をしていない外国給与、外国年金等に関する申告
- 貴金属等の総合譲渡所得に関する申告
- 投資信託等に係る配当等所得について、総合課税を選択する際、事前に配当控除の集計をしていない申告(集計済みであっても、配当等の交付状況や交付目録見書等の根拠資料は必ず持参してください)
- 非居住者を扶養親族として追加する申告
- 外国税額控除の適用を受ける申告
- 提出済みの申告内容を訂正するための申告